

徳島県規則第七号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則
第八十九号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改
め、第二号及び第三号中「一号^{かい}廃分任出納員」を「^{かい}廃副出納員」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二号及び第三号の改正規定は
、公布の日から施行する。